

## 第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画期間における 障がい者福祉施設等整備方針

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画（以下「第6期計画等」という。）期間中における障がい者福祉施設等の整備について、以下のとおり整備方針を定める。

### 1 整備方針

第6期計画等においては、障がい者の重度化・高齢化や親なきあとを見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の機能充実が求められる。

特に夜間等の緊急時や、医療的なケアを要する障がい者をはじめとした重度障がい者の受け入れ可能な短期入所の充実を図るとともに、日中サービス支援型共同生活援助のような、短期入所を併設し、緊急一時的な宿泊の場を備えたグループホームなど、さらなる地域移行の進展に対応した基盤整備を促進する。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の充実を図る。

### ◎施設整備の基本的な考え方

#### <優先整備>

緊急時の受入体制の確保や医療等の専門性を確保した地域生活支援拠点等の整備を促進するため、以下の機能を備えた基盤整備を優先する。

- 医療的ケアを含めた緊急時の受入れ・対応が可能な短期入所
- 医療的ケアを含めた重症心身障がい児に対応できる障がい児通所支援事業所
- 日中サービス支援型共同生活援助
- 重度障がい者の受け入れ可能なグループホーム（重度障がい者を受け入れるためのスプリンクラー整備を含む。）
- 医療的ケアに対応した生活介護事業所

#### <その他の整備>

地域移行の進展に対応した日中活動の場の確保等、さらなる地域移行・地域定着を促進するための基盤整備とする。

### 2 事業者選考

法人から提出のあった整備計画（協議書類）については、八尾市社会福祉施設整備等事業者審査委員会に諮り、本整備方針や第6期計画等における位置付け等に照らし合わせ、必要性、緊急性及び事業実施の確実性等を総合的に審査し、整備事業の優先順位を決定の上、協議対象事業を選考する。

また、国庫協議については、優先順位の高いものから順に実施する。

なお、本市の財政状況に鑑み、優先順位の低い事業から協議の打ち切りや選考の取消し等を行うことがある。

### 3 適用期間

この整備方針の適用期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

### 4 その他

市内の基盤整備状況を勘案し、整備方針の見直しが必要と判断する場合は、本整備方針を改定することがある。

また、第6期計画等の期間中に、供給過多の状態となったサービス提供事業については、国庫補助の選考を行わない可能性がある。